

## 長崎県公立大学法人内部通報に関する細則

平成 25 年 4 月 1 日  
細 則 第 9 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県公立大学法人コンプライアンス推進規程（平成 25 年規程第 20 号。以下「コンプライアンス推進規程」という。）に基づき、内部通報制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この細則における用語の定義は、コンプライアンス推進規程の例による。

### (通報者の責務)

第 3 条 職員等は、内部通報を行う場合には、客観的な資料に基づき誠実に行うように努めなければならない。この場合において、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって通報してはならない。

### (内部通報の方法)

- 第 4 条 内部通報の窓口は、総務課長、総務企画課長及びあらかじめ理事長が選任する弁護士（以下「弁護士」という。）とする。
- 内部通報は、総務課長及び総務企画課長に対しては、親展文書（封書）により行うものとし、弁護士に対しては、親展文書（封書）又は F A X により行うものとする。
  - 職員等は、内部通報を行う場合には、自己の氏名及び所属の名称（学生、職員以外の者にあつては、法人との関係）、内部通報対象行為の内容、日時及び場所並びに通報対象行為が現に行われ、又は行われるおそれのあることを示す証拠の状況等を分かりやすく伝えなければならない。
  - 通報者の氏名及び連絡先が明らかでない通報については、情報提供として、本細則によらず個別に対応を検討するものとする。ただし、証拠資料の添付等により当該通報の信頼性が高いと認められる場合は、本細則により処理するものとする。

### (内部通報の処理)

- 第 5 条 内部通報を受けた総務課長、総務企画課長及び弁護士は、内容等を確認のうえ、法人事務局長へ通知の内容を遅滞なく報告しなければならない。通報者の氏名及び連絡先が明らかでない場合についても、同様とする。
- 総務課長、総務企画課長又は弁護士からの報告を受けた法人事務局長は、通報を受理する場合は受理した旨を、受理しない場合は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、当該通報者が特に通知を望んでいないとき等は、この限りではない。
  - 前項における通知は、総務課長、総務企画課長及び弁護士を経由して行うものとする。
  - 法人事務局長は、必要に応じて、第 2 項の受理又は不受理を判断するための調査を行うことができる。
  - 通報者は、第 2 項の不受理の通知に不服がある場合は、法人事務局長に対して、受理又は不受理について再度判断を求めることができる。

(受理・不受理の報告)

第6条 法人事務局長は、内部通報内容及び当該内部通報に係る受理又は不受理の判断結果を内部通報報告書(様式第1号)により理事長へ報告しなければならない。

- 2 前項の報告において、通報者の氏名は、これを報告しない。ただし、特に必要があると認められる場合においてあらかじめ本人の同意を得たとき、又は本人から特に依頼があったときは、報告することができる。

(事案の引き継ぎ)

第7条 理事長は、前条第1項の規定により法人事務局長から受理の報告を受けた場合は、遅滞なく、当該内部通報に関係する委員会、部局等(以下「関係委員会等」という。)に事案を引き継ぐものとする。

- 2 関係委員会等は、当該事案について、速やかに審議・検討を行い、その結果を理事長へ報告しなければならない。

(理事長の責務)

第8条 理事長は、第6条第1項の規定による報告及び前条第2項の規定による報告に対して誠実に対処しなければならない。

- 2 理事長は、通報者が第11条第1項の規定に基づき弁護士に申出をした場合において、同条第2項の勧告がなされたときは、当該勧告を受けて必要な措置を講じるものとする。

(結果の報告)

第9条 理事長は、第7条の規定による報告及び前条第1項の規定による対処の概要を、法人事務局長及びコンプライアンス推進委員会へ報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた法人事務局長は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し遅滞なく通知するよう努めるものとする。ただし、当該通報者が特に通知を望んでいないとき等は、この限りでない。
- 3 前項における通知は、総務課長、総務企画課長及び弁護士を経由して行うものとする。

(不利益な取扱の禁止等)

第10条 理事長は、当該内部通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、懲戒その他の不利益な取扱をしてはならない。

- 2 理事長は、通報者が内部通報対象行為に関与している場合において、当該通報者に対して当該関与を理由として懲戒処分を行うときは、内部通報を行った事情を斟酌して懲戒処分の種類及び程度を決定するものとする。

(不利益な取扱への対応)

第11条 通報者は、前条により禁止されている不利益な取扱を受けたときは、その旨を弁護士に申し出ることができる。この場合において、当該通報者が内部通報を行った後に受けた不利益な取扱は、特段の事由がない限り、当該内部通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。

- 2 弁護士は、内部通報を理由として不利益な取扱がされたと認められたときは、理事長に原状回復その他の改善を勧告することができる。

(事務)

第 12 条 この細則を実施するための事務は、佐世保校においては総務課、シーボルト校においては総務企画課において行う。

(補則)

第 13 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

## 内部通報報告書

年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

法人事務局長

印

次のとおり通報がありましたので、報告します。

通報受付日	年 月 日
通報No.	
通報媒体	<input type="checkbox"/> 親展文書 <input type="checkbox"/> FAX
通報者	<input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 実名 ( ※本人が希望した場合のみ記入 ) 結果報告 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
通報内容	
通報者が希望する 対応	
受理・不受理の判断	<input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 不受理 <input type="checkbox"/> 検討 ( 月 日受理・不受理決定)
特記事項	